

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公表番号】特表2016-506354(P2016-506354A)

【公表日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2016-013

【出願番号】特願2015-548582(P2015-548582)

【国際特許分類】

C 01 B 15/013 (2006.01)

【F I】

C 01 B 15/013

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月18日(2016.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

精製過酸化水素水溶液を製造する方法であって、前記方法が、

i) 少なくとも1種の有機溶媒を、窒素でのストリッピングにより前記有機溶媒を処理することによって精製する工程と、
i i) 工程i)で得られた前記有機溶媒を用いて、粗過酸化水素水溶液に洗浄操作を施し、それによって、精製過酸化水素水溶液が得られる工程とを含む方法。

【請求項2】

前記ストリッピングに採用される前記窒素が、50°C ~ 180°Cの温度を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記有機溶媒が、非極性有機溶媒と極性有機溶媒との重量比8以下での混合物である、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

工程i i)での前記洗浄操作が、前記粗過酸化水素水溶液1m³当たり3~100Lの前記有機溶媒の量で実施される、請求項1~3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記粗過酸化水素水溶液が、自動酸化プロセスに従って得られる、請求項1~4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項6】

前記有機溶媒が、前記自動酸化プロセスにおいて使用される作動溶液の一部である、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

工程i i)で得られた前記精製過酸化水素水溶液が、前記洗浄操作後に、続いての精製工程を施される、請求項1~6のいずれか一項に記載の方法。

【請求項8】

前記続いての精製工程が、蒸留である、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

自動酸化プロセスによって過酸化水素を生成するプラントであって、このプラントが、

- a) 溶解したアルキルアントラキノン類を含有する有機作動溶液を水素化するユニットと、
 - b) 前記水素化ユニットで生成したヒドロキノン類を酸化するユニットと、
 - c) 前記有機作動溶液から前記過酸化水素を抽出するユニットであって、それにより粗過酸化水素水溶液が得られるユニットと、
 - d) 前記抽出ユニットc)から得た前記粗過酸化水素水溶液を有機溶媒で洗浄するユニットと、
 - e) 溶媒精製用のユニットであり、前記ユニットが、窒素ストリッピング塔を備えるユニットと
- を備えるプラント。

【請求項 10】

前記ストリッピング塔が、向流式で作動する、請求項9に記載のプラント。